

議案第 1 号

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年11月28日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務として、生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務並びに重度心身障害者及び精神障害者の医療費等の助成に関する事務を追加するため、条例の一部を改正するものである。

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（平成27年富津市条例第13号）による重度心身障害者の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	富津市精神障害者医療費の助成に関する条例（昭和50年富津市条例第3号）による精神障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

3 市長	別表第1の3市長の項に掲げる事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合

		的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	別表第1の4 市長の項に掲げる事務	障害者関係情報（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報をいう。）であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	別表第1の5 市長の項に掲げる事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。